

モニターだよ!



<みやぎ食の安全安心消費者モニターについて>

食と暮らしの安全推進課では、県民参加による食の安全安心確保対策を推進するため、消費者としての役割を自らの行動で積極的に果たす人材を育成することを目的に、「みやぎ食の安全安心消費者モニター」を随時募集・登録しております。研修会等、県が実施する行事にご参加いただき、食の安全安心に関する正しい知識を身につけていただいております。

【開催報告】みやぎ食の安全安心消費者モニター研修会

平成28年1月29日（金）、宮城県自治会館において「平成27年度みやぎ食の安全安心消費者モニター研修会」を開催し、42名の消費者モニターの方々にご参加いただきました。今回は、一般社団法人日本食品添加物協会の谷口常務理事を講師としてお招きし、「食品添加物の役割と安全性について～正しく知ろう食品添加物～」をテーマに開催しました。

講義は前半と後半に分けて行い、前半部分で食品添加物の歴史、安全性や有用性等について、後半部分で食品添加物に対する不安解消に向けた取組等について、お話をいただきました。食品添加物には様々な種類、有用性があることや、食品添加物のリスク分析の流れ等、とても興味深い内容で、参加者の方々も熱心にお話を聞かれていました。また、質疑応答では参加者の方々から多くの質問があり、活発な意見交換が行われました。



研修会当日の様子

下記のとおり、参加者アンケートの結果、84.7%の方に「大変満足」もしくは「まあまあ満足」とご回答いただきました。今後も満足度の高い研修会を開催できるようテーマや内容を検討して参りますので、ぜひご参加ください。

参加者アンケート集計結果（抜粋）（単位：％）

（アンケート回収率92.9％）

問：今回の研修会の満足度はどのくらいですか。



問：食品添加物に対する知識は深まりましたか。



問：食品添加物に対する不安は減りましたか。



【開催報告】食の安全安心セミナー(仙台会場)

県では、消費者、生産者・事業者、行政の3者における相互理解を深め、県民総参加での食の安全安心確保対策を推進するため、「食の安全安心相互交流理解度アップ事業」を実施しております。この事業の一環として、平成28年2月10日(水)に「食の安全安心セミナー」(仙台会場*)を開催し、消費者モニターの方々を含む75名の方々にご参加いただきました。今回は、「食品中の放射性物質に対する現状と取組について」をテーマに、4省庁(消費者庁・内閣府食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省)との共催で開催しました。



セミナー当日の様子

セミナーでは、はじめに放射線の基礎知識と食品中の放射能について、福島大学つくしまふくしま未来支援センターの大瀬特任准教授による基調講演があり、続いてJA仙台椎茸生産組合の熊谷組合長、石巻市魚市場株式会社の志摩専務取締役及び宮城県より、取組事例の発表がありました。その後、宮城教育大学の小金澤教授をファシリテーターにお迎えし、宮城県生活協同組合連合会の加藤常務理事、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省の職員及び上記4名によるパネルディスカッション・会場との意見交換を行いました。

参加者アンケートでは、「生産者の方々から直接、栽培方法、放射能対策を聞いて安心した」、「たくさんの分野の方にお話をいただいた」といったご意見をいただきました。

今後も消費者、生産者・事業者、行政の3者における相互理解の促進に向けた事業を実施していきますので、ぜひご参加ください。なお、JA仙台椎茸生産組合の熊谷組合長と、石巻魚市場株式会社の志摩専務取締



パネルディスカッション・意見交換の様子

役の取組事例の内容を4ページでご紹介していますので、ぜひご覧ください。

※昨年11月、12月に大河原町と大崎市でもセミナーを開催しました。(大河原「食品に含まれるトランス脂肪酸の評価について」・「食品表示法について」、大崎「農薬の安全性について」・「食品表示法について」)

【募集】みやぎ食の安全安心推進会議公募委員

第8期みやぎ食の安全安心推進会議の委員2人を公募します。

- 応募資格：県内在住の満20歳以上(平成28年9月1日現在)の方で、食の安全安心に関心のある方
- 任期：平成28年9月1日～平成30年8月31日(2年間)
- 提出書類：所定の応募用紙に必要事項を記入し、食の安全安心に関する意見又は提言(800字程度)を添えて持参又は郵送してください。
- 締切：5月31日(火)まで(必着)

詳しくは、当課ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/koubo.html>

問 県食と暮らしの安全推進課

住所 〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話 022-211-2643 E-mail syokua@pref.miyagi.jp

【協力依頼】

みやぎ食の安全安心 消費者モニターアンケート

県では、毎年モニターの皆様の食の安全安心に関する意識を把握し、施策へ活用させていただくため、アンケート調査を実施しております。

6月頃(予定)にアンケートを送付させていただく予定です。今年度も御協力のほど、よろしくお願いたします。



【第13回食の安全安心基礎講座】

食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)を策定しました

県では、「みやぎ食の安全安心推進条例（以下「条例」という。）」に基づき、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（以下「計画」という。）」を策定し、「県民が健やかな食生活を営むための食品の安全性や信頼性の確保」のための食の安全安心に関する施策を計画的かつ総合的に推進しています。

昨年度、県の附属機関である「みやぎ食の安全安心推進会議」において、これまでの課題等を整理し、食の安全安心を巡る情勢の変化やみやぎ食の安全安心消費者モニターの皆様等の意向を踏まえながら、平成28年3月に第3期計画（平成28年度から平成32年度までの5年間）を策定いたしました。

第3期計画は、第2期計画を踏襲しつつ、「安全で安心できる食品の供給の確保」、「食の安全安心に係る信頼関係の確立」、「食の安全安心を支える体制の整備」の基本理念を核とした3つの大綱を目標に掲げ、施策の展開方向を示しています。第3期基本計画の詳細は、当課ホームページにも掲載していますので、是非、ご覧ください。

宮城県 食の安全安心の確保に関する基本的な計画

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/kihonnkeikaku.html>

【第3期計画の概要】

1 安全で安心できる食品の供給の確保

主に、行政が、生産の現場又は流通の段階で生産者・事業者が取り組む食の安全安心を支援するとともに、食の安全安心が確保されているかどうか監視及び指導を行う施策です。

特に、科学的知見に基づく食品の安全性の確保が必要なことから「安全」をキーワードとしています。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

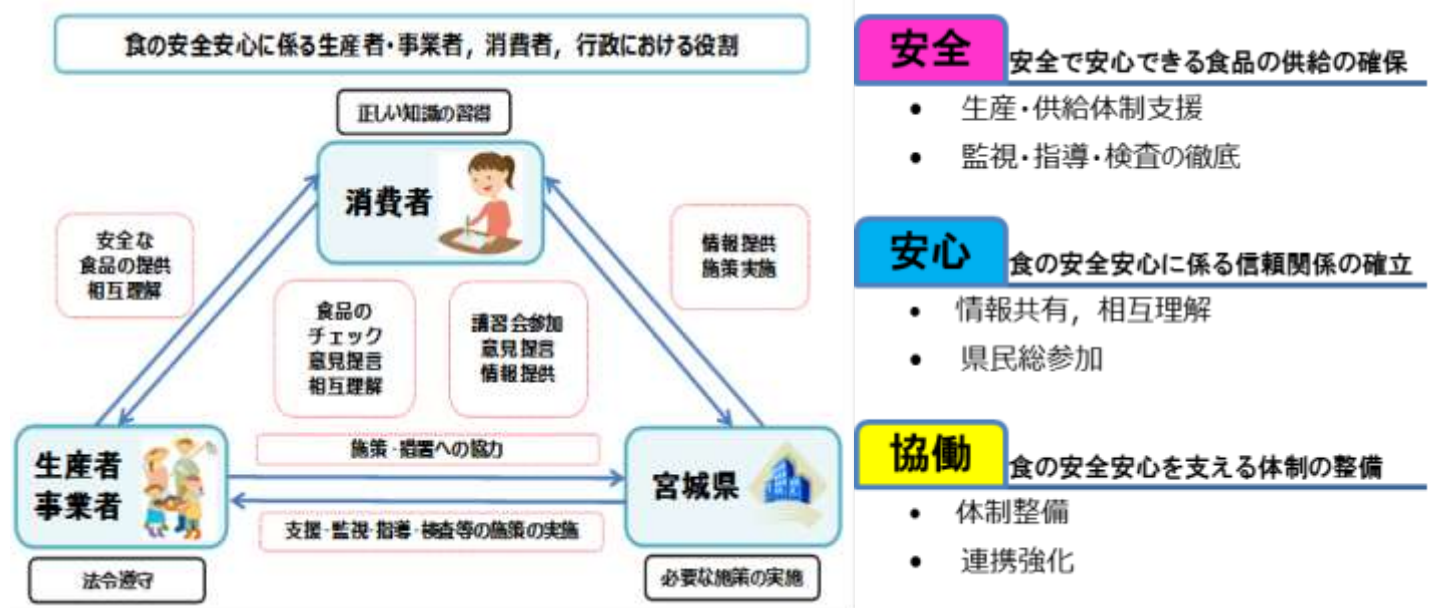
県、生産者・事業者及び消費者が共に信頼しながら、食の安全安心を作り上げていく施策です。

安心して食品を選択するためには、生産者・事業者等と消費者との信頼性の構築が必要なことから、「安心」をキーワードとしています。

3 食の安全安心を支える体制の整備

1と2の施策をサポートし、推進していく施策です。

県、生産者・事業者及び関係者等が連携し、総合的に推進していくことが必要なことから、「協働」をキーワードとしています。



【特集】生産現場の取組をご紹介します！（食の安全安心セミナー（仙台会場）より）

平成28年2月10日（水）に開催した「食の安全安心セミナー（仙台会場）」（2ページ参照）において、下記のお二方に生産現場の取組を発表いただきました。発表内容の一部をご紹介します。

原木しいたけ生産再開に向けた取り組みについて JA仙台椎茸生産組合 熊谷 組合長

平成24年4月、仙台市では原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限指示が出されましたが、順次制限解除がされてきています。原木しいたけの出荷制限解除については、次の3つの要件を満たす必要があります。



熊谷組合長

出荷制限解除における要件

- ①適正な栽培管理を実施していること
- ②検査結果が安定して基準値を下回ること
- ③生産者台帳や出荷体制管理が確立されていること

解除に向けた栽培管理における主なポイント

- ①安全な再開場所の確保
（汚染ほだ木の撤去・集積、空間線量測定の実施等）
- ②安全な原木の確保
（原木安定供給に係る意見交換、生産現場調査等）
- ③植菌における安全な生産管理
- ④伏込※における安全な生産管理
- ⑤きのこ・ほだ木の検査
（落葉層・表土除去、もみ殻敷設等による線量低減）
他にも、イベント等で原木しいたけの生産復活をPRする等の取組を行っています。



伏込の様子

※菌をほだ木内にまん延させる工程。林内等でほだ木を組む方法があります。

これら解除に向けた取組により、仙台市では平成28年1月時点で7生産者、15ロットの出荷制限が解除され、今後も解除が拡大する見込みです。

編集後記

昨年度に引き続き、消費者モニター制度を担当いたします大沼です。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。宮城県はそらまめの全国有数の産地ということをご存じでしょうか。そらまめの旬の時期である6月頃になったら、宮城県産のそらまめを食べてみたいと思います。（大沼）

水産現場の取組について

石巻魚市場株式会社 志摩 専務取締役

石巻魚市場では、次にあげる検査装置を用いて漁獲物の放射性物質の検査をしています。

①連続個別非破壊放射能測定システム（コンペア式）

ベルト下部120個の検出器が放射性物質を瞬時に測定します。最速で3秒に1検体、1時間で1200検体の測定が可能です。石巻魚市場では次の2種類の装置で検査をしています。

（1）AO1型

魚を丸ごとコンペアにのせて測定。

（2）AO2型

魚入り発泡容器を直接コンペアにのせて測定。



②NaIシンチレーション

魚を3枚下しに捌き、可食部分をミンチにし、検出器5台に分別して検査しそのデータを解析します。

②の装置では、可食部分をすりつぶして密閉型の測定器に一定時間入れておく必要があったため、1検体40分ほどかかる上、検査した魚に問題がなくても解体してしまうため出荷できませんでしたが、新装置（①）の導入によって個体の非破壊化、検査の迅速化が可能になり、検査態勢の飛躍的な充実化が図られました。現在は簡易検査器と併用して徹底した検査を実施し、測定結果は直ちにセリ入札の前にモニターで表示したり、口頭で発表して安全性を確認した上で販売しています。また、平成28年1月より、石巻魚市場の放射性物質の検査結果をウェブにて発信しています（URL：<http://sanriku-info.com/isu/>）。

宮城県 環境生活部 食と暮らしの安全推進課

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話：022-211-2643

FAX：022-211-2698

Eメール：syokua@pref.miyagi.jp

ホームページ：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/>



◎宮城県・
旭プロダクション